

議案第43号

山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき山辺・県北西部広域環境衛生組合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 3 日提出

三宅町長 森田 浩司

山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の一部を変更する規約

山辺・県北西部広域環境衛生組合規約（平成28年2月25日奈良県指令市町村第1040号）の一部を次のように変更する。

第6条中「1年とする」を「関係市町村の議会の議員の任期による」に改め、同条ただし書を削る。

附 則

この規約は、奈良県知事の許可のあった日から施行する。

山辺・県北西部広域環境衛生組合規約新旧対照表

改正案

現行

(議員の任期)

第6条 組合議員の任期は、関係市町村の議会の議員の任期による。

(議員の任期)

第6条 組合議員の任期は、1年とする。ただし、前条第2項の規定により選出された議員の任期は、前任者の残任期間とする。